

千葉市地域公共交通特別対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市地域公共交通特別対策事業支援金（以下「支援金」という。）の交付について、千葉市補助金交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症をいう。

(2)「緊急事態宣言」とは、令和2年4月7日に新型インフルエンザ対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき発令された宣言をいう。

(3)「路線バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行い、千葉市内を走行する路線バスを運行する者をいう。

(交付目的)

第3条 この支援金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下において、公共交通利用者が減少し、運賃収入が大幅に減少したにも関わらず運行の維持・継続に努めた路線バス事業者に、事業継続のための費用を支援し、もって市内公共交通ネットワークの維持・継続を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付対象者は、路線バス事業者で次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 市内に本社又は営業所を持つ者

(2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下において、利用者が減少したにも関わらず減便せず、または減便を抑制して、市内の路線バスの運行継続に努めた者

(3) 本市税について、適正に申告し、納付していること。

(4) 関係する法令等の規定を遵守していること。

(支援金の交付)

第5条 本支援金の額は、別表の第1欄に掲げる運行維持に要した額（以下「支援対象額」という）に同表第2欄に掲げる率（以下「調整率」という）及び同表第3欄に掲げる率（以下「支援率」という）を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により支援金申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び交付額の確定）

第7条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、申請書の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することを決定したときは、規則第4条第1項の規定により支援金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、支援金を交付しない決定をしたときは、規則第4条第3項の規定によりその旨を記した支援金不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 第7条第2項の規定により支援金交付決定通知書を受領したときは速やかに支援金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（支払）

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに口座振込により支援金を支払うものとする。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、支援金交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、支援金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

(支援事業の遂行命令等)

第12条 市長は、支援金交付及び支援事業の適正を期するため必要があるときは、支援事業者に報告を求め、又は支援事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 市長は、前項規定による立入検査等の結果に基づき、支援事業が法令、本規定、交付の決定またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、支援事業者に対し、これらに従って適切に遂行するよう指導することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

別表（第5条関係）

1 支援対象額	2 調整率	3 支援率
緊急事態宣言中（令和2年4月7日～5月25日）に、減便せずに、又は減便を抑制して運行した路線バス（高速バス除く）の運行に要した運転手人工に支援単価（6,000円）を乗じた額	大企業：3/4 中小企業：10/10 （※）	1/2

※ 中小企業とは、資本金3億円以下または従業員300人以下の者をいう。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金交付申請書

千葉市域公共交通特別対策事業支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

支援金基本額	円
支援金交付申請額	円
添付書類	(1) 支援金計算書 (2) 誓約書 (3) 市税納付・納入確認同意書 (4) その他必要と認める書類

様式第1号 別紙(第6条関係)

(あて先) 千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

(※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年 月 日

今般の千葉市地域公共交通支援事業の支援金の交付申請に関し、千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条に規定する暴力団、暴排条例第2条第3項に規定する暴力団員等、暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について千葉県警察に照会されても異議ありません。

様式第1号 別紙(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

市税納付・納入確認同意書

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金交付申請に伴い、千葉市地域公共交通特別対策事業実施要綱第2条の規定により、市において、支援金交付申請者の市税の納付又は状況について確認することに同意します。

第2号様式（第7条関係）

千葉市 都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市地域公共交通特別対策事業支援金について、下記のとおり支援金の額を確定したので、千葉市補助金交付規則第6条の規定により通知する。

記

- 1 支援金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 2 支援金基本額及び支援金の額は次のとおりである。
支援金基本額 金 円 支援金の額 金 円

（交付の条件）

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。）及び千葉市地域公共交通特別対策事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に従わなければならない。
- 2 千葉市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）第17条第1項の規定により支援金の交付の決定の取消しを受け、支援金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条の規定により、遅延金を市に納付する。
- 3 支援金の返還の請求を受け、当該支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、他の交付すべき支援金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 支援事業者は、支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておくこと。

第3号様式（第7条関係）

千葉市指令都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市地域公共交通特別対策事業支援金について下記のとおり不交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知する。

記

（理由）

第4号様式（第8条関係）

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 (※)

連絡先 mail:

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け千葉市達 第 号で支援金の額の確定のあった標記支援金について、千葉市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり支援金の支払いを請求します。

記

金

円

振込先金融機関	銀行	支店
口座種別	口座番号	

様式第5号（第10条関係）

千葉市指令都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金交付決定取消通知書

月 日付けで交付決定した千葉市地域公共交通特別対策事業支援金について、下記の理由により取り消すので通知する。

記

- 1 支援金の交付決定額 円
- 2 返還を命ずる理由

第6号様式（第11条関係）

千葉市達都交第 号
年 月 日

様

千葉市長

印

千葉市地域公共交通特別対策事業支援金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 支援金の交付決定額 円
- 2 支援金の交付確定額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法